

## **[事案 29-248] 入院給付金支払請求**

・平成 30 年 2 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

入院給付金を請求したところ、約款に定める入院には該当しないとして支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

変形性関節症等により 60 日間入院をしたので、平成 15 年 5 月に契約した医療保険に基づき、入院給付金を請求したところ、本入院は約款に定める入院に該当しないとして不支払いとされたが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 医師の診断の結果、入院が必要とされた。
- (2) 以前同様の症状で入院した際には、本契約に基づき入院給付金が支払われた。
- (3) 日常生活が不自由なために入院した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 本入院中の治療は、通院により可能な保存的治療のみであり、また、申立人は自力歩行が可能だったので、「自宅等での治療が困難」とは認められない。
- (2) 申立人から入院の希望があった。
- (3) 申立人の主治医が、通院できる場所にある病院であれば通院治療も可能である旨を述べており、申立人の自宅周辺には通院可能な病院が複数存在する。
- (4) 日常生活に不自由が生じたことを理由に入院給付金を支払うものではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本入院において申立人は常に医師の管理下において治療に専念することを要する状態であったとは認められず、以前の給付金の支払有無や日常生活の不自由は本入院に関する入院給付金の支払判断に影響するものではなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。